



海老名市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、保健福祉部の定期監査を海老名市監査基準に準拠し実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 10 日

海老名市監査委員

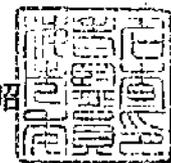
雨宮 徳明



海老名市監査委員

清水

昭



海老名市監査委員

宇田川

希



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

【保健福祉部】

(1) 福祉政策課

福祉に関する諸計画の立案及び進行管理に関すること。社会福祉に関すること。戦傷病者等に関すること。災害援助に関すること。地域改善対策事業に関すること。福祉総合窓口に関すること。社会福祉法人の設立認可及び指導監査等に関すること。部の庶務及び調整に関すること。部内の事務分掌の調整に関すること。

(2) 健康推進課

市民の健康増進の総合的な推進に関すること。健康づくりに関すること（こども・高齢者を除く。）。生活習慣病対策に関すること。救急医療に関すること。予防接種に関すること（こども・高齢者を除く。）。感染症（そ族及び昆虫に関することを含む。）に関すること。献血に関すること。墓地に関すること。広域大和斎場組合との連絡調整に関すること。自殺予防対策に関すること。医療センターに関すること。

(3) 子育て相談課

こども家庭相談に関すること。子育て支援センターに関すること。

(4) 生活支援課

生活困窮者自立支援に関すること。生活保護費の給付に関すること。中国残留邦人等の支援に関すること。福祉事務所の庶務及び調整に関すること。生活保護に関すること（給付に関することを除く。）。行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(5) 地域包括ケア推進課

地域包括ケアに関すること。在宅福祉サービスに関すること。高齢者の健康づくりに関すること。高齢者福祉に関すること。高齢者の予防接種に関すること。総合福祉会館に関すること。高齢者生きがい会館に関すること。

(6) 介護保険課

介護保険（介護認定に関することを除く。）に関すること。介護認定に関すること。介護事業所の指定及び指導に関すること。

(7) 障がい福祉課

障害者福祉に関すること（医療費・手当に関することを除く。）。わかば会館、わかば学園及びわかばケアセンターに関すること。障害者デイサービスセンター等に関すること。相談支援に関すること。

(8) 国保医療課

国民健康保険に関すること。国民年金に関すること。国民健康保険税の賦課に関すること。後期高齢者医療に関すること。児童福祉の諸手当に関すること。障害福祉の諸手当に関すること。福祉医療費助成に関すること。

(9) こども育成課

児童福祉の諸計画に関すること。児童福祉に関すること（医療費・手当に関することを除く。）。ひとり親家庭等の福祉に関すること（医療費・手当に関するこ

とを除く。)。分庁舎の管理に関する事。母子保健事業に関する事。こどもの健康づくりに関する事。こどもの予防接種に関する事。

(10) 保育・幼稚園課

保育所に関する事。幼稚園に関する事。

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

令和6年11月1日から令和7年10月31日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

(1) 予算の執行・収入支出に関する事務

(2) 契約に関する事務

(3) 財産管理に関する事務

(4) 庶務に関する事務

(5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

令和8年1月29日及び30日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務については、概ね適正に執行されていると認められた。